

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は退社後20歳となり記憶もまだあります。年金記録は複数あります。記録のとおり、法令違反は必ずしも問題だと思います。

年金記録の問題の件数の多いことについてはどうにも苦心でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金は受給要件が被保険者期間であるので届出時刻の被保険者証(記号番号)を確定して裏復発行をさける。

国民年金は保険料納付期間が給付要件であるので台帳の記録と収納額とを符合する事業を行ふ以前検認報告と印紙売捌額の整合性を指導しこそある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問3に記載のとおり當時は法令通達を読んで忠実に実施しておいたが、それが(私の事と並)ありましたことはありません。
このような事態が起つたことは国会での長妻議員の質問及び新聞等で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の認識不足が最大の原因と思う。
健保と比べ年金は長年に亘って保険料を納めて結合付を受けるので官民共々被保険者、事業主の認識が薄いと思う。従つて販売場所毎に被保険者証を提示しなひ(旧番号を届出しなひ)者がいることが多いらしい等の入札が別の人格として扱われる紛れがある。
健保は保険証の更新があるが厚生年金は被保険の更新なり店舗認定がなされていない。(制度とい)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職して25年を経過してもまだ在職中は忠実に職務の遂行に努めましたし、不正使用も処理にやっていませんし、そのような事実も知りません~

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前は年金制度を理解し協力的な人々は極めて少なかったと思いますが、年金が支給される時期になって、色々とやっている従業者は身勝手で横着なと思います、確実な説明をして財政に便乗し腰高かよく立ても、取上げることはないと感じます。断固はねつきる外はないと思っています

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 年金記録については適正に處理
されていなかったと確信していました。不適正な
処理についての問題が生じた事例はあります
でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について 将来的な問題意識を
持つことはありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職して25年を経過してもまだ在職中は
忠実に職務の遂行に努めました。不正使事務
処理によっていませんし、そのような事実も知り
ません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前は年金制度を理解し協力的な人々は
極めて少なかったと感じます。年金が支給される
時期になると、色々と困っている従業者は
身勝手で横着者と見られます。不正な請求や不正
財務に便乗し勝手をよく守っていても、取扱方
式はないと感じます。新聞はねつづる外は
よいと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 年金記録については適正に処理
されていなかったと確信していました。不適正な
処理についての問題が生じた事例はありません
でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

年金記録について特に問題意識を
持つことはありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、具体的な方策について
申し上げることは有りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各報道等により既知したものであります

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では報道等のところ事例は、
年金制度に携った者にて国民の皆様方に
申し訳ないと思っております

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各報道等により耳に知したものであります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、具体的な方策について申し上げることは有りません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

現時点では報道等のうちの事例は、年金制度に携った者として国民の皆様方に申し訳ないと思っております

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input checked="" type="radio"/> 本庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後相当年数を経過しており、具体的な方策につき申し述べるに至りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、今回の問題と共に記録はいいえ。
国会の審議、新聞報道等で承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度に対する国民の信頼を失してしまった
誠に残念に思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的な問題はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決の方策は考えません。

1. 家族からの情報
2. 市町村の協力

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

電算処理の時期(昭和40年頃)

前は、紙台帳(カード)による手作業
処理を実施していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算処理の実施で不完全な
事項があることは既にあり、調
査して解消したと思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本府)		
a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

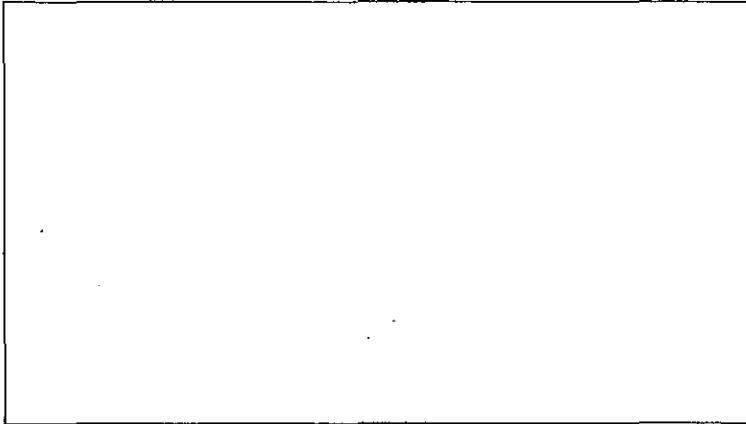
(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

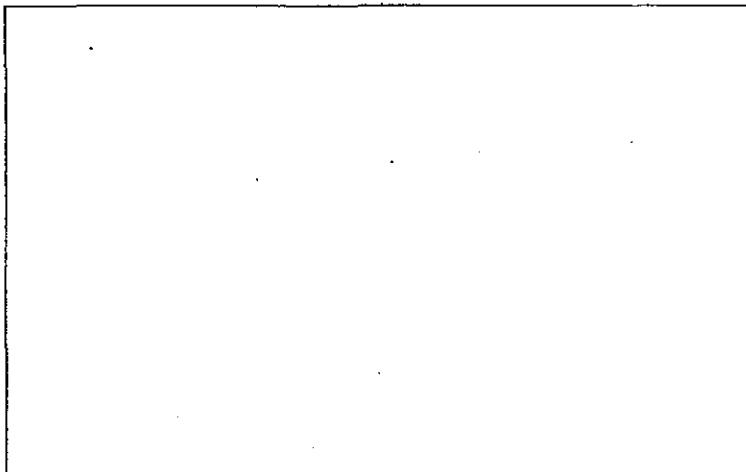
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 [REDACTED]		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。
[REDACTED]

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

○○年7月よりアルファイマ一型認知症へおもかで協力、ありがとうございました。
といふことで、今後もよろしくおつきあいください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

是非公表してくれ、国民年金創生期に若者も穷した大先輩に文として報告しないと公表するとか何んとかお前達は馬鹿じやないかと何んを思っているが新聞で大きく公表してくれお前達は笑われ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まだけた、こんな後悔に何十年も勤めたことを今ほど後悔したこともない、涙も出ない
退職券 元長崎県民保健室幹

ご協力、ありがとうございました。

(是非 社会保険庁に出して下さい)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、この問題についてまでは、問題視することはなく、後日新聞に掲載されてこの問題が存在することを知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

入力を再検討

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

後日新聞等で知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問3)と同じ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録の未統合があるヒロニム、
初めて名刺盤をました。あとでは在り物
です。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

やはり、本人に履歴をもつ題して再調査を
すきでしよう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後を支える大切なお金を記録でありますので
正確な記録でなければならぬと思っていました。
在職中は、記録もれはなーものと思っていました。
退職後の年金記録の窓口に参加して
記録もれが現実にあることを確認しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

二人で検査制度をするようにしたがよ
とぞいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よくにあります。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1) について「よくにあります」と回答したので、
この(質問2)についても回答はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、将来の年金受給権
が年金額に影響とおぼすものであるから
重要な問題と認識していました。
それは年金記録については、人間が不正確で絶対的に
間違いかぎりということはあり得たので、
国民年金制度は当初から危惧していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金納付記録の不完全は、先づ市町村からの報告にミスがある
と考えていて、次に社会保険事務所の報告書に記載
する際にミスがあると考えていて。(オンライン実施前)
(対応)
1. 社会保険事務所と市町村の台帳を照合と実施した。
(毎年 4~6月)
2. 不完全のものについては、市町村において被保険者
と面接して調査し、それをもとに社会保険事務所に
報告させ、社会保険事務所の台帳を訂正した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大筋的な解決方策は判りませんが、

現場で感じた事で

あります。

1. 未統合記録約5千件
在籍していませんのでよく判りません。

2. 収録されていない記録がある。
旧老健記録が不正確で入力できなかったりと思われるが、実際中の差異による複数回入力、被災地と勤務地の記録は重複する事が多いと指摘されていますが、喪失者、事業者が火焼失した被災地の記録が全く判明しない、本人の立場以外立証するものがない。

3. 登録、登簿から正確に入力されてない。

昭和38年以前の被災者より歴史データへの収録の際多段誤りがあり、名簿、原票等を根拠よく照合する以外方法がない。
平成11年1月17日車両連絡による事務所名簿検索システムの運用により他の分の調査が格段に速くなりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に事例の中を知っていたのは、道及企画のケースですが、これは財政より年間収支予算額の割合が大きいため、東京銀行内の半数近くに収納率が100%のところが数ヶ所あります。受取率が約8~9%前後であり100%というものは皆無と思われました。微少な差額で収支額が1,000億以上で、100%は不可能の数字ですから、会社の業績によって到底できるのかと尋ねると会員を細々するからどうと云われました。その後清算部門にて道及企画は開催されたが、取り扱いはいた。

東京では収納率が前年度より下り本業性コースにのれないと云われましたが、大変なこと思つてました。同時に収納率を上げることが絶対的なもので、化粧が出来る人はどうするか方向に走つたのではないか?

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

私が終馬頭では、年金記録を何とかして何とかし、代務者も從事者もいるが、暴力團風の男たちが手筋で云々と決めて、自分達が直面するのであり、この会社の収入を破壊している。代務者は反対して、代務者も不在と判明したり、後日代務者を除して倒産時まで全額を支払はせられた。なぜかは代務者が全国で下位4位を置いており、小さい事業者を倒産しても代納率のアップには影響力があるから、もう不動産強引で理り盡つてある。一方、従業員としてお取扱い至上主義のものと全国的にしまつしくうへ進んで行く。道及企画改定の問題が発生したことを思われます。

この年金記録問題が個人で聞かれると、何故大洋戦争を進んでおかれたのかと若く一人で聞かれているような不思議な感覚です。個人は専門の専門の人と一緒に連絡を取らなければいけないと思っていました。

この年金記録を作成するにあたって記憶があつていて、貯蓄年金互換契約と併せ年金通算年金と統合されたが、毎年ほんの少しの通算年金が計算処理による計算が日々行われていて、そこから計算がつく。そこで危機感をもつて対応していかなければなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
(f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この年金記録の問題が最も大きいのは、指摘や申告の漏れが多いのが、年金支給の権利が何年も遅れて支給されることがあります。

私事にありますと、退職後、すぐに相当年数を超過しての年金支給期間内にちがって、年金業務の実務経験が浅いため、年金の流れの遅れが原因で、年金が遅れてしまうといったのが、正直な感想です。

さて、世間一般に知られていない年金記録の問題等は多くはないません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題は、退職時は、オンライン化による準備作業、手続きの取扱いが豊富だと感じます。

一方で、年金業務に加え、年齢層も高齢化、スケジュールによる移行作業と遅れがよく、どう入力作業を進めるか、年齢層が高齢化により、記録され、誤入力、漏れが発生した際の対応が問題です。

問題解決には、現在のシステム機能の整備を迅速かつ正確に実施し、多くの情報取得と保守努力するこれが肝要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を並べて実物枚数の総点の先後順序で並べたりして
大切な記録としてあるこの問題が次第に少なくて年金記録から落第
していくのが印象的で印象的です。
このような問題が存在するとは察してもさすがにいたと
いうのが実感です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当年数を各道へいるアマ振り逃れると
次のことが反省点かと思います。
1. 旧会員カードの検索と記録整理が確実に行
なわれていなかったことです。
2. 年金支給手帳の届出不備が多く、又、年金手帳
の運営を怠る。多く見落としていた。
3. 会員登録料(例会員料)の遅延及処理にあたって
被保険者への周知徹底が行なれていたか。
4. 確保するかの納付証明書の発行への記載をしないと
ダメだったのではないか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後支給される年金については、年金だけが
生活生活していくための唯一の収入源であり永年勤務してきた
との間の基礎となる報酬額等の記録につきましては、非常に重要な
問題であることを重く認識しております。
また、記録の未統合等のことにつきましては、大変重要な問題で
あると思っております。退職後10年を過ぎて、又年程前に新聞
テレビ等の報道で「正直申し上げて始めて知った次第であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

郵便、テレビ等で報道され初めて知ることもあつてくらいで、それに入力のことばかりです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未発送記録、コンピュータ未記録、公表が保険者名簿の
掲載入力等は一般的な人のミスでありますからいいのですが、
たゞ、それらの他では、府や市から郵政リストへリストマッチ^ア
され未発送件には、毎回のうちに実金のやり送達され
るが結果、未発送、届いてないでいることが多いです。
送り手からこれらの未発送事案の件で行かれ、人の
荷物もこれで「荷物も預かれていたことがあります」としてあります
対応をめぐらす問題意識は少しつたのではなく、今となっては
大きな問題を抱えています。又郵政リストでは、個人個人が不
明のため、毎月毎月相次ぎ、公表が実施による違いと別人とな
るケースも少しつたので、要注意かと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録についての問題は特になかったと思う。記録は特に
個人的な問題ではないと感じたときに記録の誤りと見受けられていた。

- ※ 在籍中に何かのやうな年金記録が存在しない事例として考え
られるのは、年金、年金調査の手帳、医療保険証、健康保険証などです。
また、年金記録が複数であります。そのため年金の場合は複数枚
のものとされることがあります。又、保険料金が誤算され年金が支給されて
いる場合も該当されることがあります。
- ※ 年金の基づかない選択によって年金が付与され、年金喪失のケースは
一切感覚にしない。年金では年がかかるので「はない」と思っている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録未統合のままでは、人の記憶を呼び出すのに困
るための完全な統合をするのが方法がないと思います。

後、在籍中の信託銀行等非常に複雑な問題であり、どの
会社へ加入していくかが加入してないため、他の会社に
入っていく人が多いのか、どの会社がどのくらいの
割合で年金を支給されるか、これらと一緒に取扱う方がよ
いのかがわからず。

八工房の元々の問題と年金の問題との二重性で困りました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

結構、不レヒで「報道されず初めて知ることもあつて」くらいで
それが人上のことあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未就会組織、コンピュータ未就線、公営被保険者名簿の
報道入力等は一般的多くのミスで誤りが多いのですが、
たゞ、それらのひでは、方の言から「事故リスト」ハリストアント。
これが未就線竹内は「原因のよりに安全のハリ達成」
の実現、補助、協力されていひではないであります。
既に今からこれらが問題は過度業界の本で行かれ、人の
機運もこれで、強制も限られた中であります。そしてこの通り
対策を取らなければなりません。又事故リストでは、個人個人が不
明のため、生年月日相違、氏名変更等による違いが別の人と
のケースを取つてゐるのではないかと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

起銀にてある問題は特に年少の方と思ふ、被保険者持
てなく、たゞ、粗略な運送車とつき地図で運送を行つて
いた。

* 在人手続きにかかるまで吉松新田様ではない事例として有る
うちみの、東京、沖縄、大阪、福井、滋賀、奈良、京都、近畿、
北陸、中国、四国、九州、沖縄、宮崎、鹿児島など、全国の各都道府県で
ハリハリとしての本院、又佐藤吉隆院長が本院にて
カニ場合を考略されるのが、

* 本院に基づいての運送車の運送手帳、運送手帳のケースは
一切販売していないし、本院では何かのためで「本院でして」とか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

起銀未就会内保、いひでは、人的な運送を行ひ、同社内
保、との実績を徹底する以外の方法がないと思ひます。

後、個人車の運送は非常に難しい問題であり、他の
同僚が加入して一人の車加入して下さいたのが、他に車を
加入していい人がいるので、その運送業者が運送をしてくれるのを
たのむと、それが運送され、それを一括料金で支払
いのかがわかりません。

外工員の、支給する際には、車を運ぶことについて取扱いをし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い

在職中の庶務・会計・と豊收・障害整済金など
歳入・歳出を取り扱う会計事務と共に
担当し、年齢層年齢と経験による期間によって
オンライン上の記録不備等の報道により、その事実
を知り、身の重大さと痛感にあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも膨大な枚数件数が多々とのこと
相次ぎの困難性があると思われますが、放置するなど
は許されないのか、年金受給者、高齢者を優先し
迅速を迅速をより努力して行けばはまつまつ
想像するが困難性は覚悟なければならぬ
と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン 著労の 実施されながら 記録関係、
保険料の 調定、支払未済等の 手事に 便利に なったと
感じていましたが、 最近の 報道などより 記録の
不備等に多くの 問題点が 生じて いることを 知った頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン 著労の 実施されたとき、どのようにして
中央の メンテナーに 記録が 依頼されたが、その 著労の
内容に 違接 ソフト について 不明である。
報道によると 色々な 問題点が あること (田舎地の
解説不足、氏名の 漢字がちがい、生年月日の ちがい
--- など) 問題の シエラ 機能の 欠如(?)
など など に 問題があると 思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識したことはありませんでした。
また、存在することをテレビ、新聞報道等により
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応しようとしたことはありませんでした。
また、在職時は、年金制度担当業務の経験がなく、
問題認識に欠けていたと思われうことです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方では両者へとなり名簿をしていきで本庁へがりて、どのような名簿を今までかぎりません。(厚生年金保険、地方では本庁へがり名簿をかげたハントの際に誤つたもののかぎり)又、重複名簿がなされていなかうケースや氏名変更(結婚前の氏名)がなされていなかうケース等があるとと思われる

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録へとなりすべきと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在より外に銀行の借りがあるうちは、全く
思ひもつかない
標準報酬の計算に対して遅延して計算すれば必ず金額が少しある
から、最近でスコムの報酬を計算すれば少しあるから、今

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

実際に基づいて計算すると外れないと認められる
出し物を多く含むのか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

議論の内容概要は、中国人、台湾人、韓国人等の従業員が、日本の過労死現象の企業に採用されており、名前と渡航とは不可離りぬ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題へ100%解決は困難だと思ひます。
では100%解決できないと年金記録の統合が出来ないことを諦めなくてはいけません。しかし取扱いは決して簡単ではありません。人間が扱うので、人間が記録するという方法しか、なかなか見当たりません。最初からクリアな仕組みにしておかなければ根本的な解決が出来ないのです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の年金方式は、
例えは、新規改正の波に乗って日本全国企業活性化に伴う年金制度の改革があり、
毎年4月1日的新規適用が多く、名簿連絡の採用で従業員の年金額が年々変更され
何時も大変でした。新規運用以外の複数の年金の記号番号の記入が複雑で、従業員
が年金額取扱面と操作するとの企業側との約束以下、新規登録と交付
しておられ、給付申請、急き難易、セイバ点検等の手続が企业から
回答を待つて處理するところが非常に多くありました。
当時は年金額取扱面は多岐に亘っていました。しかし、それが
全国的になると、年金額に大きな違いがあり、年金額の差異が大きくな
り、丁度その時代は、社会年金に該当する者は保険料が削減される
者となり、田舎版との差分が多く、なかなか見つかることなく多くのケースで見受けられました。
以上のようにして、昭和40年代に入り、年金額の件数は多くなっていましたが、
なかなか見つけられました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識としては、自分について、或いは、年金基礎知識の発明会、研修会等で、
年金活用を教える方々には、早急に年金額取扱面と操作する
企業側に説明する等を実施せよとあります。
反省点としては、今のように自ら年金額を計算する方法を廣く普及
するには、
① 昭和40年代～50年代にかけて年金額の算出方法の簡便化
② 昭和60年～70年の年金額改定の際
③ 年金額について年金額を計算する方法の普及。
この反省点で、社会年金事業として、年金額改定の際にも問題提起すべし
とされています。
今でも、年金額計算は、困難で、困る人が何人か居ると思いますが、これが
年金問題の一つで、アラブ半島では、年金額改定の際にも問題提起すべきである
とされています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現況以外のことは不明

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政としてこの問題は問題結果にならることは飛合と思つか。
政治判断で決定してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は国民の将来の生活設計の大変な要素、だから
大切な記録だと思っていました。
この後の報道によって知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のことについて、被保険者の氏名、生年月日の確認が
重要なことは、事業所の業務担当者に耳が、確認手続などを
覚えていました。(当時はPCに取り扱う必要がある)
地方より本庁に進捗状況前に、直ちに該問題を事業所に
するべき時期が決まって居たからです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者	
	所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)	e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の場合、現役の場合は年金手帳スタンプ方式による取扱いが一般的で、差し戻してその検認を行い、結果により社会保険事務局が今後記録を修正していくことを想定する。一方、退職の場合は、年金手帳スタンプ方式による検認で双方の記録誤りが生じてしまうので、と思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

例えば、
差し戻しが発生する年月日を被保険者と一緒にして、
~~調査対象~~とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金受給資格についての大きな問題として
特に、年金の受け取り額、年金の記録についてなど、誤りが多い
ものに十分注意すべきであると認識していました。
又、この点は、年金記録の誤りによる大きな社会問題が発生
(している)より約3年ほど前です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織員不足による年金記録操作

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、退職まで正しく記録されていなかったばかり思っていたので特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一部しか解決できないかも知れんが、(市町村の)組合会員(もしくは社会保険事務所)が被保険者(大半が、元の指導で雇用区分)との窓口。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1 在籍していたときは、年金記録は正しく計入していたと思つてしまし、コンピューターへの保管でも正しく計入されなければかり思つてゐた。
- 2 この問題が存在するところを知ったのは、支店代表が国会で取り上げたときです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

- 1 在籍していたときは、記録は正しくなされていないと感じ
管に文も心はしてゐる。
- 2 庁のコンピューター入力の際に徹底した対応を
すべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	(地方)府
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について尋ねて貰ったのがほとんどである。ただし、これら全ては行政庁と事業主の双方に向頼りであった。

1. 本県においては九州や北海道に多い基幹基盤が存在していた。これら特徴の事業所特に派遣社員、下請社員は名ばかり多くの労働者を含めていたが、その中には氏名だけでなく生年月日、前歴、~~年齢~~等を記入して貰う者が多かった。

2. 限りなく100%に近い保険料収納率を長期間維持で来た県(社会保険事務所)においては、その成績維持のため日々努力を行って来たが、その道にて例えれば、運営事務所は全員資格喪失(場合によっては3ヶ月未満)、新規開拓の切り下り等で成績を維持せらるを得なかつた。(事務所には内得エセニアが組織者は不可欠であつたであろう。)

3. 疾病期間と被保険者期間が不一致の場合は、事業主が試用期間と称し採用時に扁出を行なむかたは事例があつた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)の(回答1)は解決の方策はそれほど多くない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 昭和40年代の前半頃までは女子中学校教員大半が販促手当金を請求していた。中には1年程の期間ある者もいた。多くは第四種の制度であることを説明しても、全く理解しない事例もあり、個人の浅見に至る。しかし、将来の年金受給に大きな問題を残すと認識した。
- 不完全は数千万円を及ぼすことは近頃まで知ら。
- 過去は手書で処理をせざるを得なかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

行政の不手極が近頃年金問題の中でござり、一日も早く将来の年金像を示し、告知、会報に取組んでほしい。
年金は支給するものではなく受けける権利を~~年金~~年金~~年金~~であることを示すべき、保険料を正しく納付する事などを強調せねば。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中事務処理について誠意努力してきたので将来において現在発生しているような件について私案はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3)と同じです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未だ知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本府・地方 全職員一丸となって名譽挽回のため
頑張って下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成17年に退職それ以前に年金記録問題やあることは思っておりませんでした。
平成18年頃年金問題の存在する旨を報道機関で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

遅延して報酬もさげたり、遅延して喪失させる等は、社保業務に携つて者には到底考えられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 国民年金の保険料の未納問題のなかで夫婦の場合一方が納付しているれば「一方も未納の記録の場合は納付しない」といわれているが、過去に未達か若い頃保険料納入履歴を行なった年を振り返ってみると満額納款によっては一方だけを納めておこうという事例が多くある。一方的に妻年金に納付と認めるのはどうかと思う。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現実実施されている調査を時間もかけても行うことから良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 私どもは社会保険庁の指導のもと誠実に業務を行ってきましたと思つていいし、マスク着用からうすやかな事務整理とは怒りを感じていふ。
- 機械化されたときに今のような予算を使い実行するべきと思っていましたが、予算の関係がこのようなことになつたと思われます。これについては政治の方も責任があるのではないかと思つていい。
- 国民年金の台帳を処分するよう社会保険庁から指示があったのか、今まで残しておれば"と残念に思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 台帳の保存は社会保険事務所の現場の担当者は将来必ず問題化するという考え方より、あくまで預け合へとされ、社会保険の年金の管理の問題化により処分することになつたが、結果的には予算(金)であり政治の方もこの問題については軽く手に入れるのではないか。
- 職員の集合を図る民間はこも大して結果はないといつたが、要は過疎が指導体制と予算を行使することなどを参考する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ①事務所長		
j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記することはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っております策は最善と考えますし、大変申し訳ありませんが、これといって良策は考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録扱いは地方（社保）で資格取得（報酬改定令）を被保険者原票に記録管理し、所定の記録欄が満了又は被保険者資格喪失（その都度）の際にその部分を切り離し社保業務センターへ被保険者原票を進達、不備等の事故分については適正になるまで、何回も書類のやり取りを行い、常に正常な形で業務センターで管理されているものと認識しておりました。

ところが、記録管理が曖昧になされると最近の新聞等の報道で知り、直面して驚いています。現職時には、記録不備により事務処理上、支障を来たしていることを残念ながら承知しておりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の資格は、被保険者資格取得届を受理する確認行為で始まるが、その資格取得届を受理する際に過去の年金加入履歴の確認のため、被保険者証の添付を、出来ない者には年金番号（記憶ない者には勤務事業所を付記させる）の記入を求め、どうしても分からぬ者には、取り合えず新規年金番号を作成以後に分かった時点で重複取消を行う等、事業主を通して機会あるごとに指導しました。とても理由にならないと考えますが業務も多忙でありましたので、年金番号不詳者への追跡調査について、その必要性は十分に認めながら履行することができなかったことを強く反省をしております。

なお、標準報酬月額の改ざんについて報道がなされていますが、私が係わった時には一切耳にしたことはなく、そんなことは出来る訳もないし信じられない気持ちでいっぱいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

イレし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. オンライン化されてからしばらくして、それ以前は「微増する年金額」と伴なれない状況の中で強制的貯蓄が常に必要とされていた印象。
2. これについては「年金額の算出方法」や「年金の算定基礎」による
標準額との決定権を握る立場です。
これがおかしいから後の決定が出来ないはず。
これがおかしいから年金額を計算する方法をつかってて実感からすれば、第一年後で少し年金で計算が出来ないから年金からすれば、第一回目がで金額を抜けて次の年は年金が減るという。
大量の年金が取られないと年金が減るではどうですか!

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が思ふ後又理のシステムかどのように変わったか知らないから
テレビ等で報道されているお金くらべない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金制度の最大の欠点は、国民年金印紙が介在し保険料を納付していたことだと思う。個人や納付組織から納入された保険料は市町村が作成する検認票によって社会保険事務所の紙台帳に日付印で日にちを変えながら記録していたが、実に稚拙な事務処理体制だったと思う。その後印紙を国民年金手帳に貼ることをやめて、印紙のベタ貼り方式とかで、印紙の存在が意味を成さない方式をとって収納の不明朗を招いたと思う。

また、納付記録を業務センターに進達していたが、これもさん孔タイプという仕組みで担当者がさん孔していたが、穴1つの違いで大きなミスに繋がる要因があったと思われる。

要するに、事務処理体制全般が稚拙であったと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

進達された、さん孔タイプの納付記録テープが業務センターにどのように保管されているのか分からぬ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金発足当時、通算年金通則法というのがあって、1年未満の期間は通算出来ないとされていたので、その期間が不明の記録として残されているのでは無いかと思われるが。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

断じて、社会保険職員が故意に記録を改ざんしたり、不正をしたりはしていない必要するに事務処理体制の未熟の為に生じた部分も多いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

△の様な記録があることを知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

△の記録を探すことから始めるとなると、時間がかかると思われます。また、記録があつたとしても、どう記録が繋ぐかが複雑で、何時何分も難しいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍している頃は、年金記録が問題があると聞いたことはありませんでした。
年金記録に不正なものがあるとおぼつらには、新聞、テレビの報道で取り扱い。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一度記録の誤合いでいる人の当時の番号私を名前と誤合作業に行きましたが、
誤合が終って見分けたことはできませんでした。自分の視力の衰えを感じ、見落しがあって
は迷惑にならないと思い、その後誤合作業に行くことを辞退しました。
今は全ての記録が揃っているけれど頼ります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

35年に就ひ現在は多時は、被保険者記録は本庁へ進呈しております。直切に反映されたものと思つて本の記録も今は意りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

専門をかけて調査すること。
 他に、本人の記憶のあいまいさは自分で取り返すと
 信頼度もかか低下するのではないかと思つて
 それを委員会に任せてしまふ。
 いい方策をうながして貰おう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

就活活動で一番の番号(就活候補番号)に集めて
候補者の中よりベストなと思っていましたが、現実には候補には
いくつもの番号を持つことは、将来的な年金受給時に
不明な期向が発生する感覚があつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務連絡会を中心とした連絡会議による
対応を行なった。
現実には年金の流れなど理解するには遅れ会
議席を取る会員の方も多數ある反面、
今日の年金問題より若く人達がわかるためにも
持っていくべき意識である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録についての相談(たとえば年金で本州新幹線から移動された場合の年金記録の処理など)についてはよくとどめます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

その後、年齢等で確認できる程度の年金記録を提出する。しかし方と他方、年齢等の年金記録を提出する場合でも調整する(方法)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初、国民年金を担当していたが、印紙納付額度が
長い。毎年又は3ヶ月毎に納付記録(帳簿)が市町村から
報告され、年に1回の年次報告の印紙添付状と領収書が
送り込まれる問題を発見していった。

厚生年金の原票が手取り入かられ、記録を元へ連絡
され、繰り分体者リストにてまとめられていた。再整理に
手へ渡送されていく。

これが手納付記録等による問題なく処理されて
いたと思ふ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が発生し、毎日報道等でハッシュタグを
見て、いや各所で見て、

しかし、一時期のボランティアで社会保険事務
所へ就職したのが手伝いに行きました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（質問2）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は思ひもよらずそんなひじり。存在するとは知らなかった。たのは3年位前、ニュースで見たところ思ひ出す。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

社会人の窓口で裁量請求の際、自らの取扱歴も覚えていないか書かれ、という欄を見(見)出し
おどろきました。あれ該欄今も残るんかな
あからず、年金手帳を大渋にして下さり、と言つてはとても覚えてます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[Large empty rectangular box for writing responses to Question 1.]

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[Large empty rectangular box for writing responses to Question 2.]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収金の申請については、被保険者請求附与が支給に行なわれてほしく事務所における本人への御迷惑や本人申請の不備)などや健軍は保険料(保険者に交付と連絡して届出書との問題があつたと思ふ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未収金の申請については、年金請求書に補記かいが不足するところについて

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

な

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決が、「最後の一人さ」などといふ
なれば、本人の希望通りにするしかない。

（3）たとえ下通りが、必要な人員と力不足か
措置されていても、未統合や支給も含め問題
は発生しているので、何はできないか。
必要な予算要求を行はず、長期間に亘る年金記録
の管理意識が甘いって、社会保険庁の責任は
重い。国民年金の記録は、現行方式（毎年届出、
自主納付）では無理があり、完全な管理は不可
能であり、税方式しかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 未納金5千円位、(田舎ゆき未収録記録等)はマスコミで報道されていました。
2. 名前(姓)の違いや、届出もとの資格を発見する事にあつて、こうして(は)は、年金請求時に誤算式である旨を思つていて。
3. 国民年金の納付履歴時に「納付してます」と申立てた人もいたが、市町村では納付記録がなされておらず、領収証書がない限り、認めなかつて。公平を失い、個人に損害を与える違法行為であるからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

4. 社会保険庁が糾弾を取る中で、今はやって、「納付してあります」と騙せ込んで来る人が多いが、未納者には毎年年回納付催告書を送つてあり、申立てる機会はいくつもなくて(下す)る。
5. 納付催告には無視を続け、今はやって、「救済」で申立てている人も多くなっている。
6. 納付履歴の経過を記載して、「未納者カード」を残して置くべきで、と残念でならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の年金額は、加入記録により算出されるため、
その加入記録は大変重要なものであり、事務処理
に当つては、常に誤りのないよう最大限の注意を
払つて來たので、問題が発生してしまふとは思つ
てはいなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あります。(知らないよから。。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ふりすせん

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今のように地道に固めていかないと見えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

書いたのが実感です。(約3年前)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応として、社会保険事務所にてお話を聞き、会におられたこと(相談会)から
反省点、
社会保険事務所の年金記録が遅延におたってのチェックのせいで
大きかったと思う。受け取側の社会保険庁(業者センター)も同じ
だと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課、国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 *平成11年度までは社会保険事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別には存じ上げていません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁に於いて実施されている「ねんきん定期便」のように、被保険者等の加入記録期間の「もれ」や「間違い」の有無について確実に調査していく以外に良い方法はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金受給資格の基となる極めて重要なことであると認識していました。ご案内のとおり、昭和40年代初頭に「1万円年金」、「2万円年金」等の改正がございました。当時、私どもは、県内各地に「年金法改正」の説明会に参りました。この当時の事業主、被保険者等の年金に対する関心は今一の感があったと感じられました。私どもは、年金制度は将来の「所得保障」であることを機会を捉えて説明してまいりました。その為、将来の年金権確保の観点から「年金記録」は確実に把握して頂き、もし、不明な点があれば社会保険事務所に問い合わせを行なう等被保険者等の皆様に対しお願いしてきました。本人の申し立ての記録と社会保険事務所の記録が一部相違していた事例等はございましたが、現在、問題となっている様な年金記録問題の存在を知ったのは、「マスコミ」からの情報でございまして、退職後5～6年経過後でございます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の事例で申し上げますと、本人からの申し立てと社会保険事務所の記録が相違している場合等は、本人からの聴取をもとに、事業主等に照会を行う等原因究明に努めてまいりました。

現時点でみた場合の反省点としては、台帳からオンラインシステムに切り替えの際の記録収録等の作業確認が十分であったかどうかが反省点のひとつとして考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢印記入欄

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題あとは該当しないから
方正確にコンピュータに入力されないと感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

游にみりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被患者を減らす方法で困ること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)	
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (医療機能評定)	
(社会保険事務所)	
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録への情報漏洩が問題と思う
・被保険者へ情報漏洩の箇所のみ
・取得履歴書時の氏名、生年月日記載等。
再

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には年金記録をかからず、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は不利かと思われるが以前は被者証を何枚も持つていて(複数の会社に勤務)複数の証も持つていて名・生年月の本用達がどうだと認識している。今やれで2030年のことをみる基礎年金等は未だ今の江戸時代のやうな状況ではない。
質問2に回答したように車両を運転して届けは出来ないが2030年に思ひ立つの車両への格差をなくすために何をするかと思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金被保険者台帳とまだ保管している
市町村があれば、市の被保険者記録と
実合を行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・問題は「よび」で、
- ・マスコミ報道がされたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期内への問題を解決し、年金制度への信頼を取り戻すことが必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

豫めあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金を増やしてやるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題はでていなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について私はあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決策はあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍してたときは、年金記録問題は問題と認識していません。
問題が存在するところを知ったのは、退職1ヶ月前。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でもみた場合の反省点は、割り引く人。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持たなく。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の年金について、一定期間を定めて
調査を実施し、それ以後については、確認できるかぎり
として、整理したほうが良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には年金の記録問題は、世内でさわがれていたなかった。
退職後、色々具体的な問題が発生していることを知つ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

8月3日

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職した際(個人)が既に亡くなっている場合は対策が取らなければならないが、(自も早い解決のために、人物を実質的に大変な状況にならない)が最も良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙(宣)、えび等が取上げられ、その様なのが何時も見
て思っていたが、実際には多いに多いに年金記録が取扱いを
始めたのは平成19年でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるお考えですか。

黒板のどちらか片が粉を下した時に、命令の仕事と
かから、選取も控え、準備作の心配等が結構いつづけ
ていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

皆にありますせん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人ひとり丁寧に確認させていくべきを基本に
年金記録を確認第三者委員会の策定された判断の
基準などに基づき、本人の立場に立った解決を
図っていくことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年度の初め頃、かよつが問題があることを知ったと記憶します。
支給要件を満たし得ながら本人の記録くあるいは
満たし得ずしてなくなり本人の記録ではないかとの
認識でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の裁定時には、本人の記憶等に基づき、記録くの
修正が可能ということを前提として、業務又は課題を
継続したことか反省点、と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで報道されている内容のとおりである。報道によって知られるところもあった。いわゆる「5000万件」についてはおどろいていた。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの今の記録をいろいろ確認していくことが必要である。その上で国民の納得できる範囲内で一定の整理が必要かも含めて検討すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は国民生活の上では重要なものであり、政府・厚生労働省・
社会保険庁・地方現場が一体となって問題解決に向けて努力すべきと思って
いた。
平成18年5月に国民年金免除問題が出てきて年金問題が大きく取り上げ
られ、国会の審議等により全般的に知るようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

社会保険庁の指示に基づき記録照合等に積極的に関わった。年金記録に
ついては早い段階から定期的に全国民(加入者・被扶養者)に知らせて確認を行
める作業が必要だったと思う。記録の管理はオンライン化により整備されて
あたとあっていたが、…もっと国・厚生労働者が積極的に動いて対応すべき
であたとも思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンラインシステム導入前における国民年金被保険者台帳管理時の保険料納付記録事務処理中、納付書における納付と本年過去年度保険料(特に他県からの転入者による現金納付分)については、転出元である社会保険事務所から被保険者台帳の移管が行われるまでの間に「仮台帳」又は「現金納付未記録カード」に別途保管していた。この中で、記号番号相違、氏名記載誤り、住所地不明等の為、未処理として残っていたものがあるのではないかと考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. オンラインシステム移行時の管理・保管・処理方法の確認を行なう。
2. 全国の社会保険事務所に共通して存在したと思われる事象であり、当時の全国的取り決めがあつたと考えられるのを社会保険庁業務センターへ一括保管されている可能性があり町村照会及びコンピュータによる氏名索引等により調査を行なう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- オンラインシステム化に伴い、それを本庁（社会保険業務センター）で行なわれていた年金裁定業務が地方裁定業務となり各社会保険事務所へ新たに年金給付課（保険・年金特会職員混成）が設置された。厚生年金関係と国民年金関係の請求書等は、それまでの所属会計別に区分され処理を行なったため、請求者本人の中でも記録のみで裁定（入力）を行なう傾向があり制度間の氏名索引等による記録確認業務が不足していく。
- 年金給付課に所属した平成元年4月～3年9月に認識。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 対応について
氏名索引、事業所名簿記録照会等、考え方による確認方法を行い業務処理をすると併せて機会あるごとに他職員にも周知を図った。
- 反省点について
 - ①年金加入者、受給者への広報、周知不足
 - ②社会保険職員自身の認識不足と改善の遅れ
 - ③基礎年金番号制度導入時における年金加入者等への記録（加入期間）送付。（年金特便の早期実施を行なうべきだった。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙台帳時代、裏台帳は生年月順に並べられていたので、管内の再取得であれば、記号番号の重複は防げたが、生年月が違えば、他人と重複して、記録が継続されず、前の記録が浮いてしまうことになる。未統合5千万件には、この様な記号番号重複が多数あるものと考えられる。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昔の取得届には「フリガナ」がついてなかつたと思うので、正確な読みが出来ず、未統合となったのが発生したと思われ、今となっては完全な解決策は前回よりも困難ではなかろうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、得喪の業務を担当したことのある者は、将来の年金につながるものであることは、当然承知していた筈で、資格記録の重要性は認識していた。
又、5千件もの未統合があるという報道は驚きで信じ難い。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務処理の方式が名簿方式から原票方式へ移行された後は記録はすべて遅延判となり、本府において記録されているので、地方庁では、その業務処理の詳細を承知する術ではなく、主に退職者への対応は出来ない。
又、多くの未統合記録は本府における記録入力ミスが考えられ、そのチェック体制がどうなつづいたのか疑問が残る。

ご協力、ありがとうございました。